

平成二十一年度の各会計を総括した補正予算も審議



三月議会は、年度末の議会であるため、当初に議決した「当初予算」や、その後の「各補正予算」などをあわせて、「事務事業を行った結果をまとめた」補正予算を提案されるのが通例です。

今議会では、議案第九十二号から議案第四百四号までが平成二十一年度補正予算関係議案十三件でした。その特徴は、予算として事務事業の確定などに伴うものを中心に編成したものです。

◎議案第九十二号「平成二十一年度津山市一般会計補正予算(第六次)」の補正予算額は、八億五千八百五十八万円を減額し、予算総額は四百五十億六千五百五十二万円となり、平成二十年度の同期予算と比べて〇・一%の増となっております。このほか、繰越明許費の補正として、緊急地方道路整備事業、加茂町公民館整備事業、市宮弓道場新築事業などの二十七件の追加と九件の変更が提案されました。

また、地方債の補正として、減収補てん債が追加され、地域情報化推進事業費ほか十三件について限度額の変更も提案されました。

条例改正についての各議案も審議(主なものの紹介)

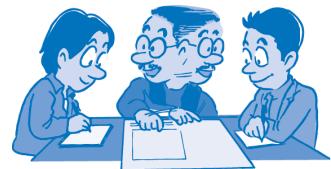
◎議案第百六号「津山市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例」は、国において、障害者基本法の一部改正が行われたために、津山市の条例中の規定について、所要の整備を行うものです。

◎議案第百七号「津山市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」は、年八期の普通徴収の納期に、第九期を追加するもので、より支払いが「便利になる」ように改正するものです。

◎議案第百八号「津山市老人医療費給付条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」は、医療費自己負担増凍結措置が延長されること等に伴い、条例中の規定について、所要の整備を行うものです。

提案された各議案は「常任委員会」へ審査のため付託されました。

「公職選挙法違反など政治倫理に関する調査をするための特別委員会を設置」



議案会第九号として「平成二十二年二月執行市長選挙『公選法違反』など政治倫理に関する調査特別委員会の設置について」が、津山市議会会議規則第十四条の規定により提出され、採決の結果、賛成十四対反対十四となり、可否同数でした。五面の「議会一口メモ」にありますように、地方自治法の規定により「議長の判断で決することとなり、森下議長が「特別委員会を設置することに賛成する」として裁決を行います。「特別委員会」が設立されました。提案理由と反対討論を紹介します。

★津山市議会議長 森下寛明殿

提出者↓末永弘之

賛成者↓秋山幸則、岡田康弘、久永良一、松本義隆、森岡和雄

公選法違反など政治倫理に関する調査特別委員会の設置について

第一条 本市議会に九名で構成する津山市議会平成二十二年二月執行市長選挙公選法違反など政治倫理に関する調査特別委員会を設置する。

第二条 本委員会は、①市長選挙と公選法の関係について、②怪文書などの経過について、③津山圏域資源循環施設組合の住民説明会に関して、調査研究を行うものとする。

第三条 本委員会は、閉会中も引き続き調査研究を行うことができるものとし、目的を達成するまで継続存置するものとする。

◎理由(要旨)

本議会は、次の理由により、「平成二十二年二月執行市長選挙『公選法違反』など政治倫理に関する調査特別委員会」を設置する。

(1) 「部長会議」に配布された桑山博之氏四年間の市政報告は、公務員の職務規定に違反、事前運動と考えられ公選法違反の疑いがある。

(2) 「選挙公報」に掲載された桑山博之氏の写真は、明らかに「規定違反」のものを使用しており、公選法違反の疑いがある。

(3) 桑山博之氏の選挙中に配布できる「選挙届け出ピラ」について、記載内容に重大な「虚偽記載事項」があり、配布した行為は公選法違反の疑い

◎ 議員や後援会が有料のあいさつ広告を出す処罰されます。